

昭和 38 年度

協同農業普及事業年次報告書

農林省農政局

協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法第22条の規定に基づき、昭和38年度における農業および農民生活に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出額および補助金の交付をうけて実施された事業の結果を取りまとめ、財政法第40条の規定による歳入歳出決算の添付書類として国会に提出するため作成したものである。

目 次

	頁
I 協同農業普及事業に関する法令の改正	1
II 昭和38年度の予算	4
III 実施された事業の概要	6
A 農業改良普及事業	6
1. 職員の設置	6
2. 資格試験	9
3. 農業改良普及所の設置	10
4. 巡回指導施設の整備	11
5. 畑作農家総合指導施設の設置	11
6. 畑地かんがい営農指導施設の設置	11
7. 農業改良普及員等の研修の実施	11
B 生活改善普及事業	13
1. 職員の設置	13
2. 巡回指導施設の整備	16
3. 生活改良普及員普及器材の整備	16
4. 農家生活技術改善研究の実施	16
5. 生活教室の開設	17
6. 生活改良普及員等の研修の実施	17
7. 漁家生活改善普及計画の樹立	18
C 講習施設等による改良普及員等の養成	19
D 経営伝習農場における農村青少年の教育	19

I 協同農業普及事業に関する法令の改正 (387号)

最近における農業事情の推移、技術革新の進展に対応し、普及事業の刷新強化を図り、その機能を充分發揮せしめることが重要となつてきている。このため、各方面の意見を聞き対策として次の三点を重点として法令の改正を行ない、今後の活発な展開を期することとした。

- (1) 普及職員(専門技術員及び改良普及員)の資質向上のため、その任用資格の引き上げと現職者の研修の強化をはかる。
- (2) 普及指導活動の効率化を期するため、普及指導活動の技術及び方法について改良普及員を指導する職員を専門技術員の一種として置くほか、従来の専門技術員は都道府県の試験研究機関と密接に連けいせしめるよう措置する。
- (3) 普及職員の勤労意欲と自主的な向上意欲を振起せしめ、かつ今後の人材の確保に資するため職務手当(農業改良普及手当)を支給する措置を講ずる。

1. 農業改良助長法の改正

(1) 専門技術員の事務の整備

専門技術員の専門項目は、農業関係では、稲、果樹、乳牛等21項目に、生活関係では、被服、住居等5項目に区分され、それぞれ専門の事項について調査研究するとともに改良普及員を指導することを任務としている。これにより各専門の事項については技術的に高度の指導をうけることができるが今後これらの技術の総合化あるいは、普及指導活動の技術および方法について改良普及員を指導することが必要となつてきた。

このため「市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、前号の事務の総合ならびに普及指導活動の技術及び方法について改良普及員を指導すること」を任務として規定し、これを担当する専門技術員を置くこととした。(法第14条の2、第2項第2号)

(2) 普及事業と試験研究機関との連けいの強化

普及事業に必要な科学的技術および知識の主要な部分が農業に関する試験研究機関によつてもたらされているのにかんがみ、専門技術員の行なう調査研究と試験研究機関の行なう試験研究が相互に密接な関連をもつて行なわれるよう必要な措置を講ずる旨の規定を設けた。(法第14条の2、第3項)

(3) 普及職員の研修の強化

普及職員の資質及び指導力の向上は、普及事業の成否の鍵であり、このため、特に「都道府県知事は、専門技術員及び改良普及員の技術及び知識の向上を図るために、計画的に専門技術員及び改良普及員についての研修を実施するよう努めなければならない」という旨の規定を設けた。(法第14条の4)

(4) 農業改良普及手当の創設

普及職員の職務は、本来教育、研究、行政の三分野にわたる要素を備え、一般行政職員に比

し、複雑困難であるばかりでなく、その勤労の強度、勤務時間、勤労環境等においていちじるしい特殊性があるので給与上特別な措置が必要であるので「都道府県は、条例で定めるところにより、専門技術員及び改良普及員に対して、これらの者の勤務の状態が政令で定める要件に該当する場合に、農業改良普及手当を支給することができる。」という規定を設けた。さらに手当の額は「その給料の月額に、専門技術員にあつては 100 分の 8 以内、改良普及員にあつては 100 分の 12 以内においてそれぞれ条例で定める 支給割合を乗じて得た額とする。」と規定されている。(法第 14 条の 5)

2. 農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令の改正

(1) 普及職員の任用資格

政令で定められている普及職員の無試験による任用資格について資質向上に関連し、その年限の引き上げを行なつた。

即ち、専門技術員については、大学(4年制)卒業後研究、教育、普及の職務に従事した期間を最近 15 年のうち 12 年以上に達するもの(従来は 10 年のうち 7 年)と改めた。改良普及員については、大学(4年制)卒業後必要な職歴の期間を最近 8 年のうち 6 年以上(従来は短大卒以上の学歴を有するもので最近 6 年のうち 3 年)と改めた。

(2) 農業改良普及手当支給の要件

農業改良普及手当の政令で定める要件として、都道府県の常勤の職員であることと、もっぱら法律で定める普及職員の事務に従事していることの 2 つを規定した。

3. 農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令施行規則の改正

(1) 専門技術員の資格試験

専門項目について、普及方法(農業)、普及方法(農民生活)、普及方法(青少年)を廃止し新たに、普及指導活動(農業)、普及指導活動(農民生活)、普及指導活動(青少年)を新設した。また、試験の方法として書類審査、口述試験のほかに新たに筆記試験を課すこととした。

さらに受験資格について、学校卒業後の必要な研究、教育、普及指導の経験の期間を、大学卒 7 年、短大卒 10 年、高校卒 14 年とそれぞれ 4 年づつ延長した。

(2) 農業改良普及手当の支給の要件

政令の規定の「もっぱら」の内容を説明して次のような場合には、支給をうけることはできない旨の規定をした。即ち、月のうち、その職務に従事している日数がその月の勤務を要する日数の 1/2 以下である場合及び他に職を兼ねている場合であるが、兼職の場合、特に本来の職務の遂行に支障がないと農林大臣が認めるものについては、除外することとなつている。

4. 改良普及員資格試験条例準則の改正

普及職員の任用資格の引き上げの趣旨にそつて都道府県の改良普及員の資格試験条例も改正されることが望ましいので条例準則を通達で示した。

その内容は筆記試験を 4 年制大学卒のものと短大卒以下のものと 2 種に区分し、その学力に応じ

た適切な試験を実施できるようにしたことと、高校卒の学歴を有するものの卒業後の研究、普及指導等の経験の所要期間を4年と1カ年延長したことである。

II 昭和38年度の予算

農業改良助長法により、補助金を交付される協同農業普及事業の内容は同法第14条により、次のように規定されている。

1. 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
2. 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行なうこと。
3. 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他、専門技術員又は改良普及員に協力して農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行なうこと。
4. 前2号の事務の遂行に必要な施設を整備すること。

以上の事業について、同法第16条の3の規定により、1及び2の事業は配分された国の補助金の額に対し、都道府県はその $\frac{1}{2}$ を支出することことが求められている。その都道府県別の内訳は附表(1)、(2)、(3)、(4)のとおりである。

3及び4の事業については、国の補助金の額と同額の都道府県費の支出が求められているが、これらの事業のうち普及職員の研修、農業講習所および経営伝習農場の経費についての都道府県別内訳は、附表(5)、(6)、(7)、(8)のとおりである。

昭和38年度において定められた国の事業別の予算額及びその内容は下記のとおりである。

1. 農業改良助長法第14条第1項第1号及び第2号に係るもの

(1) 農業改良普及事業費補助金	2,947,570,000円
i 農業改良普及職員設置費補助金	2,776,195,000円
農業の普及事業に従事する都道府県の専門技術員及び改良普及員の設置に要する人件費及び指導旅費である。職員の数は、専門技術員1年分624人、4カ月分75人、農業改良普及員1年分10,862人、8カ月分75人(12月から専門技術員に振替)である。	
ii 巡回指導施設設置費補助金	34,193,000円
農業改良普及員の巡回指導に必要なオートバイ425台の購入に必要な経費である。	
iii 普及所運営費補助金	130,128,000円
農業改良普及所1,586カ所の運営に必要な消耗品費、通信費、人夫賃等の経費である。	
iv 畑地かんがい営農指導施設費補助金	8,849,000円
畑地かんがい工事実施地区において通水前に畑地かんがいの施設を設け、通水と同時に適切な営農を指導ができるようにするための展示施設の設置及び運営に要する経費である。	
v 畑作農家総合指導費補助金	3,205,000円
畑作地帯における営農指導を強化するため、指導施設を設置し、普及の拠点とするための運営費である。	

(2) 生活改善普及事業費補助金	521,785,000 円
i 生活改善普及職員設置費補助金	494,804,000 円
農民生活の改善の普及事業に従事する専門技術員及び生活改良普及員の設置に必要な人件費及び旅費である。職員の数は、専門技術員1年分184人、6カ月分46人(新規増員)、生活改良普及員1年分1,880人、6カ月分170人(新規増員)である。	
ii 巡回指導施設費補助金	18,342,000 円
生活改良普及員の巡回指導に必要なスクーター270台の購入に要する経費である。	
iii 生活改良普及員普及器材整備費補助金	2,386,000 円
生活改良普及員の普及指導活動に必要な幻灯スライド、携帯黒板およびフランネル板、スクリーン付幻灯機等を整備する経費である。	
iv 農家生活技術改善研究費補助金	3,632,000 円
各都道府県が生活技術改善のための実験を行なうに必要な経費と指定する12の県が実施する生活技術連絡研究の実施に必要な経費である。	
v 生活教室開設費補助金	2,212,000 円
農繁期対策および家族計画促進に関する知識および技術について短期の講習会を開催するに必要な経費である。	
vi 漁家生活改善及計画樹立費補助金	409,000 円
漁家の生活改善を進めるについて普及計画の樹立に必要な経費である。	
2. 農業改良助長法第14条第1項第3号及び第4号に係るもの	
(1) 改良普及員等研修費補助金	60,216,000 円
農業改良普及員の資質向上のため、国が行なう新任者研修、普及所長研修に出席する経費、都道府県の行なう新技術研修、特技研修、国立大学に派遣して行なう大学留学研修の実施に必要な経費、並びに専門技術員に対して行なう中央及び地域の研修に出席するための経費である。	
(2) 生活改善普及職員研修費補助金	5,643,000 円
生活改良普及員に対し、生活技術、普及方法等普及指導活動推進に必要な研修を実施するに要する経費および専門技術員の養成研修等に出席するための経費である。	
(3) 農業講習所費補助金	24,894,000 円
農業講習所の養成研修に必要な設備諸費、建物の増改築費、園芸試験場に園芸講習施設を2カ所新設するための経費である。	
(4) 経営伝習農場補助金	70,706,000 円
経営伝習農場の建物の増改築補修、4カ所の新設、農場に企業的生産教育を行なう施設17カ所の整備に要する経費である。	
(5) 生活改良普及員養成費補助金	3,6371,000 円
生活改良普及員の養成施設3カ所分についての人件費、運営費ならびに施設の整備に要する経費である。	

III 実施された事業の概要

A 農業改良普及事業

1. 職員の設置

農業改良普及事業に従事する都道府県の職員として専門技術員と改良普及員が置かれているが、専門技術員の職務は、本年度から法律の改正によつて前年から置かれていた普及指導主事の職務を従来の専門技術員と区分して規定し、①試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について調査研究するとともに改良普及員を指導するものと ②市町村、農業団体等と密接な連絡を保ち、普及指導活動の技術および方法等について改良普及員を指導するものとの二種になつた。

改良普及員は、直接農民に接して農業に関する科学的技術及び知識の普及指導に従事することを職務としている。

(1) 農業改良普及員

農業改良普及所に所属し、普及事業の現地勤務に従事する農業改良普及員の定数は、10,862人であつて、その内訳は、普及所長1,586人、特技普及員1,598人、一般普及員7,678人でその充足状況は普及所長1,508人、その他9,318人計10,826人である。

この都道府県別の数は、附表(9)のとおりである。

なお、農業改良普及員の学歴別、年令別構成は下表のとおりである。

農業改良普及員学歴構成

区分	大学	短大			準専		高校			その他	計
		旧高専	短大	農講	旧実	専科	技養	旧農校	旧中学	高校	
普及所長	人 21	人 155	人 5	人 43	人 34	人 167	人 846	人 130	人 —	人 107	人 1,508
改良普及員	人 417	人 330	人 226	人 2,929	人 120	人 991	人 3,800	人 351	人 381	人 273	人 9,318
計	人 438	人 485	人 231	人 2,972	人 154	人 1,158	人 4,146	人 481	人 381	人 380	人 10,826
比率	% 4.1	% 4.5	% 2.1	% 27.5	% 1.4	% 10.7	% 38.3	% 4.4	% 3.5	% 3.5	% 100.0

注 農講—農業講習所 技養—農業会技術員養成所

農業改良普及員年令構成

区分	25才以下	26才～30才	31才～35才	36才～40才	41才～45才	46才～50才	51才～60才	61才以上	計
普及所長	人 —	人 —	人 22	人 166	人 289	人 470	人 560	人 1	人 1,508
改良普及員	人 899	人 1,327	人 2,896	人 2,299	人 766	人 525	人 579	人 27	人 9,318
計	人 899	人 1,327	人 2,918	人 2,465	人 1,055	人 995	人 1,139	人 28	人 10,826
比率	% 8.3	% 12.2	% 27.0	% 22.8	% 9.7	% 9.2	% 10.5	% 0.3	% 100.0

(2) 専門技術員

専門技術員の専門項目は、稻、麦及び雑穀・果樹・乳牛等技術に関する項目は、19項目

に、普及指導活動は農業と青少年に分れ、都道府県では、その県の農業事情に応じて項目を選択して割当てられた定員について有資格者の中から任用している。

昭和38年度における国庫補助の定数は699人であるが、その専門項目別設置数は次のとおりである。

稻	51人	家畜衛生	6人
麦及び雑穀	29	農畜産加工	19
そ菜及びいも類	56	農機具	34
果樹	62	畜力利用	3
工芸作物	20	農業經營	49
花き	1	農業土木	1
飼料作物及び草地改良	18	営農林	2
土じよう肥料	48	普及指導活動(農業)	73
病害虫	53	(青少年)	15
畜産一般	62	計	614
乳牛	8		
養鶏	4		

普及指導活動(農業)の専門技術員については、前年の普及指導主事の設置数とあわせて本年は120人を置く予定であったが資格試験の結果、合格者が定数だけ得られず相当数の欠員を生じた。

専門技術員の学歴、年令の構成は次表のとおりである。

(a) 専門技術員学歴構成

区分	大学	短大			準専		高校			計
		旧高専	短大	農講	旧専実科	技養	旧農校	旧中学	高校	
員数	100人	306人	3人	17人	21人	27人	120人	17人	3人	614人
比率	16.3%	49.8%	0.5%	2.8%	3.4%	4.4%	19.5%	2.8%	0.5%	100.0%

(b) 専門技術員年令構成

区分	26才～30才	31才～35才	36才～40才	41才～45才	46才～50才	51才～60才	61才～以上	計
員数	1人	63人	152人	107人	133人	152人	6人	614人
比率	0.2%	10.2%	24.7%	17.4%	21.6%	24.9%	1.0%	100.0%

また、専門技術員の都道府県別設置数は附表(9)項目別設置数は附表(10)のとおりである。

(3) 職員の普及活動の概要

ア 農業改良普及員

農業近代化に対応した主産地形成、普及所運営の効率化等のために普及所の統合が促進され、農業改良普及員相互の分担による専門的技術指導の高度化への努力が行われている。

このような動きの中で展開された農業改良普及員の普及活動の状況は次のとおりである。

農業改良普及員の普及活動の内容をみると、直接農家に対する指導時間は、全活動時間の48.4%を占め、2~3年前に比し、約5%の増加を示している。その他研修、資料作成、打合せ会議等が増加しているが、これは指導内容の高度化にともない、これら指導のための準備に用する時間が増加していることによるものである。一方、事務に用する時間は、昨年までは10%前後を占めていたのに比べ、漸減の傾向となつてきている。これは県、国の段階における事務の簡素化と普及所における事務職員の設置促進等によるもので、普及員の本務が現地指導にあることからして好ましい傾向といえる。

種類別、対象別活動時間(1人1カ月当り)

種類別	直接指導時間(対象別)						その他の時間						合計		
	個別	地域集団	目的集団	その他の集団	その他	小計	指導導備	調査審査又査	研修	所打合せ内せ	打会せ議	事務	その他	小計	
時間	時 38.2	20.3	20.4	6.6	5.3	94.4	21.1	13.3	20.1	9.6	15.4	14.2	7.2	100.9	195.3
比率	% 19.6	10.4	12.3	3.4	2.7	48.4	10.8	6.8	10.3	4.9	7.9	7.3	3.7	51.6	100.0

備考：1,500人平均

農業改良普及員の農家に対して指導した回数、対象人数をみると次表のとおりである。総体的に対象人数も時間とともに増加してきている。対象別にみると、成長部門の生産出荷組合、研究会等の目的集団への指導が増加している。また、経営指導の機会の増加とともに、個別指導の回数、人数も増加の傾向にある。

指導回数・人数(1人1カ月当り)

対象別	個別	地域集団	目的集団	その他の集団	その他	計
指導回数	回 14.2		4.3	4.2	1.9	0.9
指導人員	人 40.2		66.6	65.1	25.5	16.4 221.6

備考 1,500人平均

農業改良普及員のとり組んでいる課題について、部門別に分けて活動時間比をみてみると、次表のとおりである。作物に関する活動時間が多くなっているが、それは稲作に関する指導が全国共通に行なわれるためである。畜産、果樹、そさいについては、ほぼ同じウエイトで活動が行なわれており、合わせると作物より高くなることは、4~5年前まではみられなかつたことである。

普及計画にもとづく部門別活動時間比

部門別	畜産	果樹	そさい	作物	青少年	その他	計
時間比	% 7.3	7.9	8.1	16.8	2.1	4.4	46.4 (全活動時間に対する比)

備考 1,500人の総時間について

部門別に課題の傾向とみると、作物に関しては、稲作の省力栽培のための直播栽培、機械化栽培等の指導が全国的に展開され、成長部門に関しては果樹、そさいの主産地形成、酪農、養鶏、養豚等の多頭羽飼育について、生産、飼養技術のみならず、流通に関しても指導が行なわれている。また、総合的な内容をもつたものとして、構造改善事業に関する指導がすすめられている。畜産部門、稲作等を主に自立経営と協業経営についての指導もすすめつつある。そして、農業後継者の育成に関する活動が、実態は握を手始めとして重点的に始められている。

イ 専門技術員

改良普及員の活動が、機械化栽培、主産地形成、構造改善等総合的判断を必要とする内容が増加するにつれ、専門技術員の援助も個々の専門技術員の孤立的な活動ではなく、総合性と試験研究との連携が必要となってきた。また、これら機械化、主産地形成、構造改善等に関する農業改良普及員援助が専門技術員の中心課題となってきた。そのために、普及員に対する研修、現地へ出向いての助言等にその活動の大半を費やすようになってきている。

また、専門技術員のうち37年度末に新たに設置された普及指導主事（のち普及指導活動専門技術員）は、その活動も漸く本格化し、ますます農業情勢の変化に応じて複雑困難化しつつある改良普及員の普及活動についての指導援助のために、1人平均1ヵ月8~10普及所を巡回し、その任に当っている。

2. 資格試験

普及職員の任用資格は政令によつて資格試験に合格した者と一定の学歴及び経験を有する者の無試験による任用資格と二つの方法が定められている。

改良普及員の資格試験は都道府県の条例の定めるところによつて行なわれているが全国的な統一をはかるため、農林省において条例準則を示している。前述したごとく昭和38年度において条例準則の改正を図つたが時期的な関係もあつて10都府県にあつては従来の条例の定めるところにより、その他の道府県にあつては改正条例によつて実施された。

全国における試験の実施結果は下表のとおりである。

改良普及員資格試験実施概要

学歴区分	大 学			短 大			農業講習所			準 専			高 校 卒 後 4年 の 経験			計		
	受験者	合格者	合格率%	受験者	合格者	合格率%	受験者	合格者	合格率%	受験者	合格者	合格率%	受験者	合格者	合格率%	受験者	合格者	合格率%
農業改良普及員	269	202	75	148	83	56	798	666	83	—	—	—	154	87	56	1,369	1,038	76
生活改良普及員	47	40	85	889	699	79	—	—	—	111	89	80	18	13	72	1,065	841	79

注 1 農業改良普及員の中、農業講習所欄には国立園芸試験場の研修課程を修了した者を含む。

2 生活改良普及員の中、短大欄には生活改良普及員養成所（岩手、長野、香川）を修了した者を含む。

3 準専欄は、農業講習所女子部、家政等に関する修業年限2年の学校卒業者。

専門技術員の資格試験は、「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令施行規則」により農林省において実施しているが38年度における試験の概要は、下記のとおりである。なお、政令第2条の但し書に該当して無試験で任用資格を得る者に対する認定書の交付は本年度から廃止された。

専門技術員資格試験実施概要

専門項目 区分	稻	麦及び雑穀	そ菜及びいも類	果樹	工芸作物	花き	飼料改良作物及び草	土じよう肥料	病害虫	畜産一搬	乳牛	養鶏	家畜衛生
受験者数	人26	人5	人33	人28	人6	人1	人18	人15	人24	人15	人8	人6	人8
合格者数	14	3	19	19	1	1	12	9	10	8	3	4	3
合格率	54%	60	58	68	17	100	67	60	42	53	38	67	38

専門項目 区分	農畜産加工	農機具	畜力利用	農業経営	農業土木	營農	被服	食物	住居	家庭管理	普及(農業)指導活動	普及(農民青少年指生活)指導活動	計
受験者数	人0	人12	人0	人15	人0	人0	人2	人9	人7	人13	人141	人1	人12
合格者数	0	3	0	9	0	0	1	6	6	10	35	1	184
合格率	%0	25	%0	60	%0	%0	50	67	86	77	25	100	46

3. 農業改良普及所の設置

農業改良普及所は、各都道府県の条例によつてその位置、名称、管轄区域が定められている。

農業改良普及所は、改良普及点の活動の拠点であり、そこに所属する改良普及員の行なう普及活動の連絡調整を強化し、地域の特性に応じた総合的な普及活動を推進し、併せて市町村、農協等と連絡を密にすることを目的としている。

農業改良普及所の運営に要する経費について、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、備品費、人夫賃等について助成しているが38年度では1カ所当たり82,000円である。

最近における経営経済圏の広域化、農業技術の高度化、市町村合併等に伴つて指導体制の整備の必要から県によつては、農業改良普及所の整理統合を行なうところがあり、本年助成の対象となつた普及所の数は全国で1,508カ所である。

農業改良普及所の建物については、都道府県の整備に任せられているが調査によると、支所を含めて1,528カ所のうち、都道府県の所有に係るもの441カ所、市町村所有818カ所、農協所有201カ所、その他68カ所となつている。

農業改良普及所の都道府県別数は、附表(9)のとおりである。

4. 巡回指導施設の整備

農業改良普及員の巡回指導を能率的ならしめるため、必要な機動力について毎年その整備にとめているが、38年度は425台(125C.C.)のオートバイの購入に必要な経費について助成を行なつた。38年度までに整備されたオートバイ(都道府県所有)の台数で、本年において稼動可能なもの数は、50C.C.から250C.C.までのもので、5,375台である。

5. 畑作農家総合指導施設の設置

畑作農業の振興と畑作農家の経営安定を図るため、普及活動のための拠点として設けられたもので、34年度から3カ年計画で全国に630カ所設置された。本施設は1カ所について、3カ年、指導を継続して行なうことになつており、38年度においては、36年度設置された210カ所に対する運営のための経費を助成した。

指導施設は、普通畑面積がおおむね500ヘクタール以上の普及地区であつて、当該地区内に普通畑率が40パーセント以上の市町村を有する地区の中の部落等に置き、専門技術員の指導のもとに、農業改良普及所が中心となり、関係機関の協力を得ながら、部落の農家に対して営農診断、営農設計および改善計画の実施について必要な指導を行なつた。

6. 畑地かんがい営農指導施設の設置

38年度に設置した畑地かんがい営農指導施設は、群馬用水(群馬県)2カ所、道前用水(愛知県)1カ所の、3カ所で前年度までの分を合せると24カ所となつた。

本施設は、畑地かんがい工事が完成し、通水と同時に農家が実施できる畑地かんがい栽培を展示的に実施するとともに、普及指導上の資料を得、地区内農家に対する畑地かんがい指導の拠点とするものである。

施設は、関係農家10戸程度、おおむね1ヘクタールの集団した畑地で、井戸堀りその他によつて水源を確保し、畑地かんがいに必要な揚水、配水、撒水等の施設を設置し、改良普及員の指導のもとに作付計画を立て栽培を行なうものであり、通水前に畑地かんがいに対する農家の知識を向上させ、通水後における営農について農家を啓蒙し、技術体系の確立に極めて役立つている。

7. 農業改良普及員等の研修の実施

農業の動向、技術の進歩に対応して、普及指導活動の知識技術の水準を向上させ、指導力の充実強化を図ることが緊要である。

このため、農業改良普及員および専門技術員に対して、下記の各種研修を実施した。

(1) 農業改良普及員の研修

ア 普及員新任者研修

農業改良普及員として、任用後1年未満の者を対象とし、普及指導についての基礎的な知識、技術を附与するため、農林省において283人を3回に分けて農林省機械化研修室(茨城

県内原村)に集合せしめ、研修を実施した(北海道分17人については、北海道において、研修内容を農林省と協議の上単独で実施せしめた)

研修内容は、普及事業の理念、歴史及び組織、普及指導の理念及び実際並びに今後の農業の動向等に関する講義のほか普及指導事例についての討議演習等であった。

イ 普及所長研修

現に普及所長として任命されている改良普及員に対し、普及事業のありかた、普及所運営の理念等普及所長としての指導力の向上をはかるため、農林省において264人を2回に分け東京に集合せしめ1週間にわたつて研修を行なつた(北海道分36人については北海道において、研修内容を農林省と協議の上単独で実施せしめた)。

研修内容は、農業の動向、普及指導のあり方および管理の基礎理念等に関する講義が中心であった。

ウ 新技術研修

農業改良普及員の一般的普及指導の能力の向上をはかるため、普及地区の農業事情に即して新しい知識技術を附与するため、各都道府県において約1カ月実施した。受講者は、本年における各種研修の受講者を除き、1県当り約55人で全国で2,530人が研修をうけた。

エ 特技研修

農業における商品生産の進展と技術水準の高度化に対応して農業改良普及員の普及指導力の充実強化を図るため、畜産、園芸、作物、経営の各分野について、より高度の知識技術を附与するための研修を各都道府県において実施した。受講者は、農業改良普及員として3カ年以上の経験を有する者の中から選ばれ、本年度は畜産213人、園芸460人、作物409人、経営309人計1,391人であつた。研修期間は本年から概ね10カ月に延長され、各都道府県における試験研究機関、農業講習所、種畜場等にて実施された。本年度末までの特技研修の実績は、畜産1,965人、園芸2,259人、経営940人、作物708人で、合計5,872人となつてゐる。

オ 大学留学研修

文部省および国立大学農学部の協力を得て本年度から新たに「農業改良普及員受託研修制度」を設け、農業改良普及員を1カ年大学に留学させ、大学教育を通じて専門的知識を深め、あわせて経営的および教育的知識を修得せしめ、普及指導能力の向上を図ることとした。

受託研修生は短期大学または農業講習所を卒業し、昭和33年以降において特技研修を修了した者で心身ともに健全で将来農業改良普及員の中で中核的な役割を果たすものと認められる者が選ばれた。本年度は、全国29の国立大学が留学先となり、畜産96人、園芸104人、作物9人、経営50人計259人が留学した。

(2) 専門技術員の研修

ア 普及指導活動(農業)専門技術員の新任者研修

普及指導活動(農業)専門技術員は新しい分野の職務内容をもち、高度の資質が要求されるので、本年度から新任者に対し研修を実施することとなり、農林省において、本年度任命さ

れた35人に対し、教育方法、農村社会、普及指導活動の方法等について前後4ヶ月にわたりて通信教育及び集合研修を実施した。

イ 技術項目担当専門技術員の研修

農林省の行なう中央研修として「そ葉、果樹の病害虫対策」について農林省ホールで、「畑作と機械化」について農業技術研究所でいづれも各県から関係の専門項目の専門技術員2人づつ招集して、約一週間の研修を実施した。

ブロック単位で実施する地域研修については、全国を4ブロックに区分し、「水稻機械化直播」および「果樹主産地形成における技術と経営」の二課題について各県の関係専門技術員を集め研修を行なつた。本研修は農林省において計画を樹て、担当の県に助成し、その運営を依頼し実施している。(開催担当県、水稻直播関係:秋田、愛知、岡山、福岡、果樹関係:青森、山梨、和歌山、愛媛、受講者276人)

B 生活改善普及事業

農業基本法は、農家の生活水準が他産業従事者におけるそれと均衡することをねらつているが、現状の農家生活の改善の面から、その具体化を推進するものが生活改善普及事業である。

本事業の当面の目標として、勤労者としての健康維持、家族生活の合理的運営、次代の農業人の基礎をつくるための育児と家庭教育、家族関係の民主化をかけている。これらの生活改善が農業の改良と併せ進められてはじめて農業の近代化がおこなわれるものであり、生活改善普及事業が農業改良普及事業とあわせて積極的に推進されているゆえんである。

1. 職員の設置

生活改善普及事業に従事する都道府県の職員として、生活改良普及員及び専門技術員がおかかれている。

(1) 生活改良普及員

生活改良普及員は、農業改良普及員とともに都道府県が定める農業改良普及所に所属して、農家の生活改善全般について総合指導を進めている。88年度170人の増員により2,050人の生活改良普及員が農業改良普及所に配置されている。この内110人は主として漁家の生活改善指導にあたつている。

生活改良普及員の1人あたりの可動範囲からも、また技術的組合せを考慮して効果的総合的な活動を行なうためにも、今後の生活改良普及員の増員の必要性が痛感されている。

(2) 専門技術員

生活改善関係専門技術員は、88年度46人増員され年度末230人で各都道府県に対し平均5人となつていて。これらの専門技術員は、被服、食物、住居、家庭管理等の専門技術員(1)は200人、普及指導活動の専門技術員(2)は30人である。

生活改善関係専門技術員、専門項目別設置状況

項 目		人 数
専門技術員(1)	被 服	46
	食 物	46
	住 居	46
	家 庭 管 理	46
	(普 及 方 法)	16
(2)	普 及 指 導 活 動	30
計		280

生活技術担当の専門技術員(1)は、農家生活技術の創作修正をおこなうとともに生活技術について生活改良普及員を援助指導し普及指導活動を担当する専門技術員(2)は、生活改良普及員の普及活動の面の指導にあたつている。

生活改良普及員及び専門技術員の都道府県別設置状況は附表(11)のとおりである。

(3) 生活改善普及職員の普及活動の概要

生活改良普及員の定員が少なく1人あたりの平均担当農家戸数は3,000戸で1人の活動限界をはるかに越えている。このためこれらの農家に対し効率的に活動を展開する必要があるので、担当地区内を120戸～400戸内外に区切り、この地域において総合普及計画を樹て活動をおこなつていている。すなわちこの地域の中で重要かつ共通性の高い生活改善問題を発見し、農家の経済力、知識技術等に応じ無理なく改善できるよう各種の活動を立体的に組合せて援助している。

この地域内における指導目標別内容は次のとおりである。

濃密指導地域に対しての目標別指導回数の比率

目 標	そ の 内 容	指 导 回 数	比 率 %
I 康の維持のために勤労者としての健	1 必要な栄養を確保して食事をするために	2,890	46
	2 充分な睡眠のとれる場所時間寝具の確保	373	6
	3 機能的で清潔安全な被服を着るために	210	3
	4 機能的健康的で安全な住居にするために	530	8
	5 無駄と無理のない働き方をするために	426	7
	6 環境が衛生的であり病気を積極的に予防	160	3
	小 計	4,589	73
II の合理化家庭的生に運営のため	1 生活に見通しがあり計画をもつた生活をするために	376	6
	2 現金が効果的に使われるために	867	14
	3 自家生産物を無駄にせず有効に使うために	157	2
	4 物が活用され長持ちするよう工夫するするために	126	2
	小 計	1,526	24

目 標	そ の 内 容	指導回数	比 率
たとめるの次 め家た基代 に庭め礎の 教のを農 育育つ業 の見く人	1 いつも子供の健康を考えた衣服を着せるために	35	0.6
	2 発育に応じた食事を与えるために	68	1.1
	3 子供の教育が適切に行われるために	52	0.8
	4 子供が病気や危険から守られるために	21	0.3
	5 母体の健康が守られるために	14	0.2
	小 計	190	3.0
合 計		6,305	100.00

(昭和38年度普及指導活動年次報告総括書より 307人年間累計結果)

上記の指導回数の中の73%が勤労者としての健康の維持のための指導にあてられ、家庭生活の合理的運営のための指導が24%となつていて。この中必要な栄養を確保した食事をするための援助が46%で指導回数が最も多くなつていて。

これらの指導内容は近年農村における耐久消費材のめざましい導入などにより、食生活改善にふりむけられる部分があとまわしになつたり他産業への労働力の流出にともなう家庭運営の粗放化による問題等に対し生活水準のアンバランスをうめる実質的な、しかも忍耐強い活動をしている。なおこの地域外においても啓蒙活動及び事項別指導などによる指導を行なつていて。

ア 生活改善実行グループの育成

普及活動の基本的な活動としてグループ育成を行ない農家の人々はグループ活動を通じて相互に協力しあつてそれぞれの課題を解決している。これらグループの数は、38年3月現在、15,747、グループ員数は310,443人で、生活改良普及員1人あたり9グループとなつていて。1グループの平均人数は約20人である。

毎年3月これら生活改善実行グループ員の生活改善実績発表会を開催しているが、労働過重の問題を解決するために家族との協力を考えたり、また消費攻勢のなかで家計をいかに合理的に運営していくか、また農業と家事の合理的組合せなど、複雑かつ困難な問題ととり組んでいるものが多い。

イ 生活改良普及員の活動時間

生活改良普及員の活動時間の内訳は次表のとおりであり、直接農民に接して指導した時間(現地指導時間)は勤務時間の48%を占めている。最近の複雑多様化した農民の要請に応じるために密度の高い指導準備が必要とされるようになり指導準備の時間の割合は37年度に比べ僅かに増えている。

なお、1ヶ月の平均勤務時間は195時間で、37年度より9時間増えているがこれは年間有給休暇を全然となつていない場合の勤務時間に匹敵する。

生活改良普及員の活動、時間

	現地指導時間	指導準備時間	研修時間	会議時間	事務時間	その他の時間	勤務総時間
時 間 数	93 時間	38	22	13	18	10	194
比 率	48 %	20	11	7	9	5	100

(昭和38年度 普及指導活動年次報告総括書より 1人当たり平均)

2. 巡回指導施設の整備

生活改良普及員の普及活動の効率化をはかるため、31年度からスクーターを配置している。38年度におけるスクーターの新設は270台である。

3. 生活改良普及員普及器材の整備

視覚その他の感覚に訴えて農民の理解を的確にする手段として各種の普及器材は必要とするが、この目的のため整備された普及器材の主なものは、幻灯スライド、携帯黒板及びフランネル板、スクーリン付幻灯機等である。

4. 農家生活技術改善研究の実施

農家生活の改善に関する実験及び展示を行なう施設として、昭和28、29の両年度にわたり、生活改善展示実験施設が設置された。この施設において専門技術員が実験に従事しつつ、生活技術上の問題を解決していくことによつて農家向けの生活技術の確立をはかつている。これらの実験のうち、国から出した課題に基いておこなわれる実験に対しては、国は適応実験費と連絡研究費の2種の実験研究費を交付している。

(1) 農家生活技術適応実験の実施

生活技術を農家に導入する場合には、地方により生活条件が異なるため、農家生活の実態に適するよう、大なり小なり技術の修正を行ない適応性を持たせることが必要である。

このため展示実験施設における実験の実施と相まって必要に応じて実験農家を設定して、生活技術の修正のための適応実験を行なつてゐるが、38年度において国から出した16の課題に対し46都道府県において、152項目の実験が実施された。

その中数例を上げれば、次のとおりである。

昭和38年度農家生活技術適応実験項目

部 門	実 験 項 目	県 名
被 服	・作業衣ふだん着及びそれらの下着の組合せ方と管理に関する実験 ・湿田用又は漁家用作業衣の材質及び形態に関する実験	神奈川、新潟其の他 山形、京都其の他
食 物	・短時間でできる栄養的な食事の献立及びその調理法 ・農繁期向共同炊事用献立とその調理法に関する実験	秋田、福島其の他 宮城、群馬其の他
住 居	・台所設備の移動改造法に関する実験 ・隔壁兼用の寝具等収納設備に関する実験	福岡、大分 宮城、福井其の他
管 理	・家族のために最低必要な主婦の家事時間の確保の方法 ・家計簿記帳練習を兼ねた部門別家計簿の試作	福島、栃木其の他 北海道、岩手其の他

(2) 農家生活技術連絡研究の実施

各地帶ごとに至急解決を迫られている生活技術上の課題のうち専門技術員のみでは解決しえない問題については、課題毎に農家生活の各分野に関する専門家の参集を求め、その総合指導の下に実験研究を行ない解決をはかつている。

38年度においては、次の11県で12項目を実施した。

部 門	研 究 項 目	県 名
被 服	・農家主婦に適した被服設計と運営方法に関する研究 ・農家の衣服設計における下着の種類別持数に関する研究	岡 山 大 分
食 物	・栄養所要量を確保するための食糧構成に関する研究 ・近郊農業地帯の農家におけるインスタント食品の利用方法に関する研究	宮 城 神 奈 川
住 居	・農村住宅改善に影響を及ぼす要因に関する研究 ・大都市近郊農村における住生活改善に関する研究 ・農家住宅の住い方の指針確立に関する研究 ・農家生活に合致した農村住宅の設計指針確立に関する研究	宮 城 大 阪 山 口 福 岡
管 理	・農家家計費の現況に対する診断と設計に関する研究 ・農家における家計費の問題点と設計に関する研究 ・家庭生活に必要な家事作業時間に関する研究 ・農家の家族構成別類型別家計費に関する研究	福 静 熊 本 岡

5. 生活教室の開設

農繁期における過激な労働は、この時期の栄養摂取上の不均衡と相まって農繁期後著しく農民の疾病率を高め労働力の質を劣悪化している。また農家の無計画な人口増加は農業経営の安定の上からも農民生活向上の上からも解決を要する問題である。そこで農繁期対策等に関する生活改善の知識技術の浸透及び農家生活設計家族計画の必要性を認識させるため短期講習会を開催した。

	農繁期対策	家族計画促進
開設回数、日数	1回2日	1回1日
開設カ所数	116カ所	76カ所
参加者数	1カ所当たり40人	1カ所当たり60人

6. 生活改良普及員等の研修の実施

(1) 県別研修

生活改良普及員の資質の向上はかり、普及活動を能率化するため、各都道府県において生活改善関係の専門技術員が中心となり研修を実施した。普及計画の樹て方、生活改善展示実験施設を中心として創り出される新しい生活技術の習得など当面の普及活動上の問題の解決を試み、研修を通じ普及事業の推進をはかつた。

各都道府県においておこなわれた研修の項目及び方法は次の通りである。

ア 研修方法とその割合

	新任者	全員	グループ	個別	技術向上	合計
研修対象者数	5.9	48.8	57.7	56.6	17.9	186.9人
研修回数	2.1	3.7	12.4	55.0	3.4	76.6回
研修実施延日数	27.0	88.4	74.3	74.5	116.1	380.3日

(昭和38年度生活改良普及員県研修実施状況報告より 1県当り平均)

イ 研修内容とその割合

研修内容別	普及事業基本理念再確認のため	基礎知識技術の補強のため	活動内容強化のため	活動環境整備のため	その他	合計
百分比 %	6	38	38	10	8	100

(昭和38年度生活改良普及員県研修実施状況報告より 1県当り平均)

(2) ブロック研修会

重点協力県における実施普及員(地域濃密指導を実施している普及員)の地域濃密指導の進捗状況の交換を中心に、その実施過程における問題点の解決をはかると共に、具体的事例によつて普及計画を進める上での知識技術を深めることにより、活動の効率化をはかるため次のとおりブロック研修会を開催した。

ア 開催担当県

宮城、群馬、富山、兵庫、岡山、佐賀

イ 参加者

生活改良普及員 各県2人

生活改善関係専門技術員 各県2人~3人

農業改良普及所長(ブロック内平均2県の重点協力県) 1人~2人

ウ 期間及び内容

生活改良普及員ブロック研修会

期間 2泊3日

内容 プログラム構成、プログラム実行、分野での問題点を解決、普及計画の回円を実際活動を通じて認識理解する。

専門技術員ブロック協議会

期間 2泊3日

内容 当該普及員の研修会における研修内容に関する実施計画検討、実施する研修方法に関する実施計画検討及び専門技術員の任務と集団指導活動の検討。

7. 漁家生活改善普及計画の樹立

普及員が効率的に活動をするため、適確に漁家の生活を把握し、これに基いて普及計画を樹

て、活動することが大切である。とくに漁村の自然的・社会的条件が農村のそれとは大いに異なるので充分にその生活のしくみ、部落や集団の構造について漁村有識者の助言を得て実態調査を行ない、これに基いて各地域に適応する普及計画を樹立し活動を進めている。

実 施 県

北海道、秋田、福島、千葉、福井、愛知、三重、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、長崎、大分

C 講習施設等による改良普及員等の養成

1. 農 業 関 係

農業講習所は、都道府県の農業試験場に併置され、高校卒業者を入所せしめ、2カ年間農業の技術指導者として必要な教育訓練を実施し、改良普及員等第1線の技術指導者を養成するとともに、改良普及員等の再教育を行なつてている。

38年度における農業科の卒業生の総数は635人であつた。農業講習所に対し、養成ならびに研修の実施のための実験実習設備諸費、建物増改築について助成しているが38年度における主な施設は、教室、宿舎等研修施設(愛知、山口、長崎)、実験実習室増改築(宮城、長野、奈良)等である。

なお、園芸関係の研修を充実するため、秋田、長野の2県の園芸試験場に園芸講習施設の整備を実施した。

2. 生 活 改 善 関 係

農家の子女のうちから、農家生活の改善に関する关心と意欲をもつものを、生活改良普及員として養成するため、高校卒業者を入所資格とし、2カ年の教育を実施する養成施設を岩手、長野、香川の3県に設けている。

38年度における在所生は1学年40人、2学年44人計84人である。

D 経営伝習農場における農村青少年の教育

農業および農村の変革に対応して、農業の近代化を図るため、農村青少年を農業後継者として教育訓練することを目的とし、道府県に51の経営伝習農場が置かれている。

経営伝習農場は、中学校卒業生を本科生とし、本科修了生および高校卒業生を研修生として入所せしめ、1年乃至2年間生産実習による実務教育と全寮制による生活教育を行なつてている。

38年度における卒業生は男子3,479人、女子704人、計4,183人である。本年、農場の新築移転にともなつて助成をうけて寄宿舎を新築した県は、福島、石川、兵庫、長崎の4県である。

また、年次計画をもつて近代的農業経営を単位とする企業的生産教育施設の整備を実施して来た

が本年度は次の施設が17県において整備された。

企業的養鶏施設(青森、宮城、福井)、企業的酪農施設(秋田、埼玉、石川、静岡、滋賀、広島、愛知)、温室ぶどう施設(岡山)、企業的養豚施設(栃木)、畑作栽培機械化施設(千葉)、酪農を含む水田高度利用施設(山口、高知)、企業的柑きつ造成施設(長崎)、企業的和牛施設(鹿児島)

38年度における各道府県別卒業生の数は別表(12)のとおりである。